

令和4年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

## 民事訴訟法・刑事訴訟法

### 注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があつたら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄(ア)～(オ)に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。  
ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：20 点）

民事訴訟の裁判には、判決・(ア)・命令の区別がある。判決および(ア)と命令とでは、裁判を行う主体が異なる。すなわち、判決および(ア)を行うのは(イ)であるのに対し、命令は、裁判官が裁判長、受命裁判官または受託裁判官の資格で行う。

判決のうち、係属する訴訟の全部または一部をその審級について終結させる判決を終局判決という。終局判決には、請求の当否についての判断がされている本案判決と、請求の内容に判断をくわえずに訴えを却下する(ウ)がある。通説によれば、本案判決をするためには、(エ)が具備されていることが必要である。

(エ)の存否の審理は、本案の審理と並行して行うことができる。そのため、(エ)の存否が判明するよりも先に、請求に理由のないことが明らかになってしまうこともありうる。通説によれば、このような場合であっても直ちに(オ)の本案判決をすることはできず、さらに(エ)についての審理を続け、その存在を確認しなければならない。

- II. 命令と呼ばれる裁判の中にも、(ア)の性質を有するものがある。その具体例を根拠条文(必要に応じて項・号まで特定すること)とともに 1 つ挙げなさい。

（配点：10 点）

- III. I.の文章の下線部のような考え方に対してはどのような批判が考えられるか。  
2行程度で答えなさい。

（配点：10 点）

IV. 「証拠資料をもって訴訟資料に代えることはできない」といわれるときの  
訴訟資料と証拠資料の違いを2行程度で説明しなさい。

(配点 : 10 点)

## 刑事訴訟法（配点 50 点）

I 次の文章の空欄ア～クに当てはまる最も適切な語句は何か，空欄①～②に当てはまる最も適切な刑事訴訟法の条文は何か，それぞれ答えなさい（条文を記載する際には，必要に応じて，条，項，号，本文・ただし書，前段・後段まで特定すること。）。空欄キ，クについては，（ ）内に示された二つの語句のうちから適切な方を選択して答えなさい。なお，同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

関連性には，（ ア ）に対して必要最小限の証明力を有していることをいう（ イ ）と，一定程度の証明力があるようにみえるが，誤った心証を形成させるおそれが強い場合にそれが否定される（ ウ ）がある。関連性の問題の一例として，前科証拠による立証が挙げられる。最高裁は，前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合は，前科に係る犯罪事実が（ エ ）を有し，かつ，それが起訴に係る犯罪事実と相当程度（ オ ）することから，それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであるときに，初めてそのような前科証拠を証拠として採用できる旨判示した。また，（ ウ ）の問題の一例として，（ カ ），すなわち，公判廷外の供述を内容とする証拠で，その供述の内容の真実性を立証しようとするものにつき，原則としてその証拠能力を否定するという伝聞法則（ ① ）を挙げることができよう。ただ，供述証拠が常に（ カ ）になるわけではないということに注意しなければならない。例えば，証人 X が，「A が『B が万引きするのを見た。』と B の母親に言っているのを聞いた。」と証言した場合において，A がその発言とともに口止め料を B の母親に要求したという内容の A の恐喝未遂被告事件の証拠とするのであれば，A の発言が（ ア ）としての脅迫の内容を構成すると考えられるので，X の当該証言は，（ カ ）に（ キ：該当する，該当しない）。他方，前記 X の証言を，B が商品を万引きしたという内容の B の窃盗被告事件において，B が万引きをした犯人であることを（ ア ）とする証拠と捉えた場合，X の当該証言は，（ カ ）に（ ク：該当する，該当しない）。（カ）に該当せず，証拠として用いることができたとしても，当該証拠にどの程度の証明力があるかは別問題であ

り，その判断は裁判官の裁量事項である（②）。

Ⅱ 以下の事項に関し，関係する条文があるときはそれを指摘しつつ，各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

（配点：20点）

1 公判前整理手続の趣旨・目的，同手続終了後に原則として証拠調べ請求が制限される趣旨及び同手続終了後に例外的に証拠調べ請求が許される具体例1つ（8行）

2 判例が示した所持品検査の適法性判断基準（5行）

[このページは空白です。]

